

**デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第44回）
議事要旨**

1. 日時

令和8年5月15日（金）10時00分～12時00分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、穴戸構成員、曾我部構成員、長田構成員、林構成員、森川構成員、山本（隆）構成員、山本（龍）構成員

（2）オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

（3）総務省

竹村総務審議官、山碕大臣官房長、赤阪大臣官房総括審議官、豊嶋情報流通行政局長、近藤大臣官房審議官、井田情報流通行政局総務課長、佐伯同局放送政策課長、根本同局放送技術課長、坂入同局放送業務課長、飯村同局放送施設整備促進課長、吉田同局情報通信作品振興課長、西村同局放送政策課企画官、増原同局放送政策課国際放送推進室長、横澤田同局放送政策課外資規制審査官、佐々木同局放送技術課企画官、佐々木同局放送業務課企画官、岡山同局放送コンテンツ海外流通推進室長

4. 議事要旨

（1）検討会取りまとめ（第4次）（案）に対する意見募集の結果

事務局より、資料44-1から44-3に基づき、説明が行われた。

（2）意見交換

各構成員から以下の通り発言があった。

【三友座長】

意見募集の結果等について、御意見あるいは御質問がございましたら先にお伺いできればと思います。今回、148件という大変多くの御意見をいただきまして、その中でもかなりの部分は非常に建設的で前向きな御意見だと理解しております。

【宍戸構成員】

座長からも御発言がございましたが、今回の第4次取りまとめ（案）に対して、非常に多くの建設的な御意見、御指摘があったということは、議論に関わってきた構成員として本当に良かったと思います。改めてパブリックコメントを出していただいた方々に感謝を申し上げたいと思います。

1点、これは私からのコメントになりますが、資料44-1の9ページ、地域における放送事業者の経営基盤と地域情報の確保に関連して、民放連、その他類似意見といたしまして、同一放送対象地域内の複数テレビ局の兼営・支配を認めるというこの提言につきまして、地元テレビ局同士が合意の上でこれを選択することが大原則であり、意に反した再編・統合を強要されることがあってはならないという指摘はまさにそのとおりであるだろうと思います。事務局にて用意していただいた本検討会の考え方に私も賛同するものでございます。

その上ででございますが、振り返って考えてみますと、そもそも基幹放送普及計画において、その地域における放送系の数を定めて、免許あるいは認定を出していく上では、よく知られていることですが、その地域における公共的な情報のニーズを把握し、そしてそれを踏まえた放送事業を実施したいと思われる方が潜在的には多くおられるところ、いわゆる一本化調整と言われることが行われる中で、3、4といった事業者の方が最終的に免許・認定を受けられて放送を実施してこられたという経緯があろうと認識しております。

そのことを踏まえて考えますと、地元テレビ局同士が合意の上でこれを選択することが大原則であり、とおっしゃる後ろに含意されていること、当然の前提とされていることだと理解をしておりますけれども、その放送の地域に住んでおられる、放送を楽しみにしておられる住民の方々でありますとか、あるいは民間放送に広告を提供される地元の経済界、あるいは地元の社会、こういった方々と放送事業者の方々がよくよく御議論をして御理解を得ながらという意味も含めた上で、テレビ局同士が合意の上でということであるだろうと思いますし、この制度改革を行う場合の運用においても、総務省においてこの点を御留意いただければと思っております。

【三友座長】

宍戸構成員、大変ありがとうございます。非常に貴重な御意見だと思いますし、改めて確認をしたということで、今後、この方針に従って地域で話し合いを進めるときに、ぜひ今の宍戸構成員からの御指摘につきまして御配慮いただければと思います。

【落合構成員】

改めて、今回のパブリックコメントでも非常に多くの御意見をいただいたということは、非常にすば

らしいプロセスになったのかなと思っています。

先ほど宍戸構成員からも御指摘があった点について、いずれにしても経営の選択肢を確保していくということが一つの共通したテーマであったと思っています。そういった意味では、関係するステークホルダーの方々がよりよい経営判断になると御判断されるときに、手足を縛るような形でルールをつくっておくのはやめておこうというのが基本的な考え方であったと思っています。今回のパブリックコメントに対するこの検討会としての返しというのも、それを踏まえて御整理をいただいたものだと思っています。あくまでこの制度自体で何かこれをしてくださいと言うというよりは、できる限り新しい経営判断をしていただけるように準備はしていくというところであって、それを踏まえて各社が自らの役割を見直していただきながら、改めて適切だと思われる判断をしていっていただくということが大事だと思っています。

あと1点だけ追加いたしますと、今回、視聴データや今後の取組というところについても、データの整備について放送事業者の方々からも御要望をいただいたところもあったと思っています。そういった意味では、仮説を立てたところについて一部要望があるということが明確になったところもあるかと思しますので、そういったところはぜひ、今後の総務省での御検討に当たっても、エビデンスがあるところを踏まえて、検討を進めていっていただきたいなと思っています。

【三友座長】

落合先生、ありがとうございます。大変貴重なコメントでございまして、重要な指摘であると理解しております。ぜひ今後の検討におきましては、そういった点を考慮して進めていただければと思います。

それでは、これまでの4次取りまとめに関する御感想、それからこれまで様々な議論がなされてきましたが、議論全体を含めてコメントなどがございましたら、皆様から御発言をいただきたいと思います。

【伊東座長代理】

先ほど御説明されました今回の意見募集におきまして、radikoを放送の代替手段として制度的に認めてほしいという主旨の御意見が見受けられました。本検討会の以前の会合において、radikoによる代替に関しては、既にradikoのサービスが全国的にかなり普及していることから、そのカバー率についての程度になると想定されているのか、さらには、radikoによるカバー率の上限はどの辺りに設定すべきとお考えなのかといった質問をさせていただいたのですが、放送事業者や民放連から明確な回答は得られていないように思います。今回も抽象的な御要望にとどまっているようにも見えまして、何をどこまでどうしてほしいのか、どこをどのように変えてほしいのか、具体的かつ定量的な要望が必ずしも明示

されていないように思いました。

電波行政をつかさどる総務省の立場に立てば、割り当てた周波数はサービスエリア内であまねく使用できるようにし、その有効利用を図って下さいというスタンスになるのは極めて自然なことだと思います。中継局を廃止し、radikoをその代替手段として制度的に認めてほしいという御要望は、見方によっては、この大原則に反してこれに風穴を開けようとする事とも言えるかもしれませんので、放送事業者が汗をかいて具体的に要望内容を精査するとともに、何らかの理論武装にも知恵を絞る必要があるのではないかと感じました。

例えば周波数の有効利用については、周波数帯によってその評価尺度が異なるのではないかと思います。これは周波数帯によって経済的価値が異なることとも通底しているように思われます。FM放送関連の周波数帯域、ここでは76～108MHzを指しておりますが、この周波数帯は他の用途への転用が必ずしも容易ではなく、またラジオ端末の各家庭への普及率が低下傾向にあり、その利用者が漸減していること、さらに、現時点の想定では76～99MHzの帯域で十分であり、それより高い周波数については利用方法がまだ決まっていないものと理解しています。つまり、FM放送関連の周波数帯域につきましては、競争相手も少なく周波数にもゆとりがあるので、その有効利用の評価尺度もプラチナバンドなどとはおのずと異なったものになるでしょうから、あまねく努力義務についても一定の猶予が与えられるのではないかと。このような論理展開ではまだまだ稚拙なのでしょうが、放送事業者が「待ち」の態勢ではなく、こうした理論武装を自ら準備し、要望の内容をしっかりと詰めないとなかなか前進しないのではないかと想像しております。

その一方で、こうした放送番組の同時配信に限定するのではなく、放送の裾野の拡大に向かって放送も自ら変化していく必要があるのではないかという私見を前々回の会合で述べさせていただきました。具体的には一定の技術的条件を含め、番組準則など、放送と呼ぶにふさわしい最低限の条件を備えたIPユニキャストによる映像・音声配信等を第3の放送、例えばネット利用放送と定義できないものかという意見でございます。三友座長から即座に「権利処理のことが関わってきます」という核心をついた応答を頂戴いたしました。まさにそのとおりだと思います。権利処理は総務省の所掌ではないので対応に苦慮されるのは理解できますが、こちらも「待ち」の態勢では物事が前進しないのではないかと思います。まずは放送を所管する総務省が、ネット利用放送という新たな枠組みを提示するところからスタートしていただけたらと期待しているところでございます。放送を取り巻く環境は厳しさを増しています。サステナブルな放送メディアの確立に向けて、関係各位の一層の御努力をお願いして終わりたいと存じます。ありがとうございました。

【飯塚構成員】

このたび、関係各所から御意見を賜りまして、また、それらを踏まえた報告書案を作成いただき、誠にありがとうございました。御意見の中にもございましたが、プロミネンス制度につきまして1点だけ補足をさせていただきたいと思っております。

報告書案56ページにおいて、プロミネンス制度の効果は必ずしも明らかではないとされていますが、2021年に制度が導入されたドイツにおきましては、プロミネンスの資格取得事業者数が増加傾向にあるということが報告をされています。ドイツでは、本制度は公共価値、パブリックバリュー認定と呼ばれておりまして、この認定事業者の数の増加には、制度面、市場面、社会面のそれぞれの要因が関係していると説明されています。この制度におきましては、法律に基づき、意見の多様性に貢献するコンテンツや社会的価値の高いコンテンツをパブリックバリュー、公共価値として認定しまして、コネクテッドテレビなどの画面上で視聴者が見つけやすく表示する仕組みが導入されておりまして、この認定を受けることで視聴者への到達性が高まり競争上の優位性を確保できることから、多くの事業者にとっては積極的に申請を行うインセンティブが働いていると説明されています。

市場面におきましては、動画配信やコネクテッドテレビ、オンラインプラットフォームの普及によりコンテンツの数が急速に増加し、表示の順位におけるアルゴリズムの影響力が高まってきているということが指摘されています。その結果、社会的に重要な情報が埋もれてしまうリスクや、表示順位を商業的プラットフォームに過度に依存する問題が認識されるようになってきています。その結果、社会的に重要なコンテンツをユーザーが見つけやすくすることの重要性が高まり、事業者側においても可視性を確保するための認定取得を強く志向する動きというのが見られるようになってきていると言われております。このように公共価値の認定は、表示順位の面で有利にはたらく制度であり、競争上の重要な手段の一つになっていると説明されています。

社会面におきましては、フェイクニュースの拡大や情報の偏りなどへの懸念の高まりが指摘されています。その結果、多様な意見の確保や質の高いジャーナリズムの維持の重要性が認識されるようになってきています。これを受けてパブリックバリュー制度、公共価値制度は民主主義を支えるインフラとして位置づけられ、質の高い情報や地域、報道のコンテンツの可視化を担う役割を果たすようになってきています。そのため政策的な後押しの下、認定件数が増加するとともに、事業者側も公共性を強調する動きが強まり、相互作用が働いていると説明されています。

さらには、公共価値認定は単なる規制にとどまらず、信頼性の証明やブランド価値の向上としても位置づけられるようになってきています。社会的価値の高い媒体として認識されることや広告主や視聴者への訴求力の向上といった、言わば公共性の格付としての役割を担うようになってきています。その結果、新規の認定申請が増加するとともに、既存の認定事業者による再申請も行われており、制度の拡張的な動きが生じていると説明されています。

このドイツの制度では、公共価値認定は事業者による申請に基づいて審査が行われ、認定が付与されています。この認定審査では、ニュース性、地域性、信頼性、多様性といった観点から、社会にとって必要な情報をどの程度提供しているかが評価される仕組みとなっています。具体的な審査基準としては、ニュース報道の比率、地域ローカル情報の充実度、コンテンツの制作体制や独自性、ジャーナリズムの質、社会的包摂性、いわゆるアクセシビリティ、欧州コンテンツの比率、若年層向けのコンテンツの充実度などが挙げられています。加えて、意見・情報の多様性への貢献度や民主的な意見形成への寄与も重要な評価ポイントとされています。これらの指標を満たすことは公共の利益に資するものであり、認定制度として意義のある仕組みであると考えられます。このようにドイツの制度は、事業者が自らの経営判断に基づき公共価値認定の取得を選択できる仕組みとなっているため、経営上の選択肢の一つとして機能させる観点からも、事業者の自主自律を尊重した有効な制度であると考えられ、検討の余地があるかもしれません。

【大谷構成員】

2021年11月の初回から検討に加わらせていただいた者として、これまでを振り返りましてコメントさせていただければと思います。今般、合計148件にわたる御意見をいただき、それを対面参加ということでプリントして机上配布していただいて、その厚みを改めて実感し、大きな御関心、そして今後の施策への期待感があふれているものとして受け止めさせていただきました。

振り返りますと、初回の開催以降、環境変化が加速度的に進んでいると思いますので、私自身の備忘といたしまして、この間に生じた変化について3点ほど申し上げたいと思いますが、まず1点目は、それまでの視聴者概念というのが変わりつつあるということではないかと思っております。これまで議論に関わる上で、視聴者の目線というのを常に念頭に置きながら、私自身にも言い聞かせながら議論に加わってきたわけですが、今後とも放送の視聴者の視点というのは引き続き重要ではありますが、非視聴者、放送を視聴していない人というのをより一層意識しなければいけない、そんな変化が生じてきていると思っております。社会全体に必要な情報、それはローカルの情報も含めてということですが、信頼性の高い情報が行き渡るということ新たなメディアの役割として考えた制度設計というのがより一層望まれると考えております。

2つ目は、少々言いづらいことですが、持続可能性、サステナビリティ概念、これについても若干変わってきたと言ってよいと思っております。これまでサステナビリティといいますと、放送事業者の事業継続性といった認識を強めていたわけですが、持続させなければならないというのは、これまで放送が担ってきた基本的な機能のうち、どのようなファンクションなのかというのを改めて考えさせられるというこれまでの検討だったと思います。伝送手段が多岐にわたる中で、その中でコンテンツを制作す

ること、そしてその制作に至るまでの情報収集機能、そういったファンクション、それを何とか維持しなければいけない、全国でそれがなされるということが非常に必要だということで、持続可能性と漠然と繰り返し述べてきた言葉の中身も見直していく必要があると思っていますところでございます。

3つ目ですが、真実性の概念、それも大きく変わりつつあるのかなと思っています。SNSによるアテンションエコノミーによって、一般に真実そのものへの関心が薄れてきたと言われていたところですが、最近の動きとしては、さらに生成AIの普及によって、より真実への関心が薄れていると思います。卑近な例ですと、私どもの身近なところでも、生成AIとの同調的な対話によって、大変親切なことしか言ってくれないので、癒やされて一日を締めくくることができる苦笑いしながら、話してくれたりもします。耳に痛いこと、知らなければならぬことを伝えるというのはこれまで放送メディアが果たしてきた役割ですので、それを生かしていくということがより望まれると考えているところです。

放送事業者の自律的な経営判断を尊重してこれからの制度枠組みをさらに整えていくというのは鉄則でございますが、行政や制度の役割がどのようにあるべきかというのは、改めてこの取りまとめの後も継続して検討しなければいけないことだと思っています。地方では、放送として受信したい地域であっても、既に、例えば共聴施設の維持が困難になっているなどの理由で番組が見られなくなっているというような現象も生じております。放送のコンテンツが国土の隅々まで、そして世代を超えて十分に行き渡るためには、先ほどから御提言がございしますが、配信プラットフォームやプロミネンスなどの施策については、一定のスピード感を持って実現させる必要があります。そのための行政の役割に大きな期待を寄せてまいりたいと思います。これまで御検討を重ねてこられた皆様に感謝申し上げますとともに、ますますの期待を寄せさせていただきます。どうもありがとうございました。

【奥構成員】

この度はパブコメにお寄せいただいた事業者の皆様、個人の皆様、本当にありがとうございます。基本的に課題意識は業界関係者も含めて皆さん一緒なのだと感じました。今日は最終回、取りまとめということもありますので、個人的な感想をコメントします。

放制検の前に2015年に始まった諸課題検というのがありました。あれから干支1周しました。12年間です。その後、放制検が2021年からスタートしました。2021年はコロナ禍のど真ん中ということで、本日このようにリアルでお会いできるのは本当に久しぶりです。

私のこの会議体での一貫した課題意識は、第43回会議でコメントさせていただきましたので議事録をご参照ください。ライツ、配信、プロミネンス、データ利活用、それからユニバーサルアクセスといった諸課題があり、その根幹は放送の役割、ミッションにあるとの課題意識です。

ここで諸課題検の最初は何を議論していたのか、12年間でどれだけのことが進んだのか、今回締め

ところで一度振り返ってみたいと思います。

会議体の中で、分水嶺的な議論として一番印象に残っていることは、まず、NHKの常時同時発信についてです。NHKプラスとしてスタートしたわけですが、そのとき諸課題検でどのような議論があったかという、地域制御する、民業圧迫、個社の経営判断、抑制的スタート、23時以降はやらない、本当にこれでよかったのかということです。

一方、デバイス側についてです。デバイス側は、NHKが2013年にハイブリッドキャスト、それから民放は有志が集まってマルチスクリーン型放送研究会で、シンクキャストというのをやりました。これは私、非常に魅力を感じました。技研公開でもいいなと思いました。本線映像はそのまま、付加映像・付加情報をサブスクリーン、あるいはスマホ、あるいはサブ画面・ピクチャー・イン・ピクチャーで見せるという放送・通信連携モデルだったわけです。一番印象的だったのは、NHKが実際、本放送で大相撲の取組のライブ放送中に、その取組の前場所の取組映像をオンデマンドでユーザーが選べるというサービスモデルです。私はこれにしびれて、わざわざ店頭まで行ってハイブリッドキャストのテレビを買ったという経験があります。そのときに、店頭の販売員にハイブリッドキャスト対応のテレビが欲しい、と言いましたが、販売の方はご存知ありませんでした。そういう時代でした。しかし、今はテレビを買えば4Kチューナーはついているし、ネット接続ができるということで、デバイス側の普及が原因での不自由は何もなくなりました。

当時の放送事業者の考え方は、本線映像はそのまま、付加情報、CM情報、あるいは出演者のメタ情報にひもづくことをサブスクリーンでやろうする非常にきめ細かな日本版放送通信連携モデルのデザインでした。しかし最終的には、本線映像そのものをユニキャストでそのまま送る（配信）という形でスクリーンが占拠される方向に市場は向かいました。Netflixやアマゾンプライム、YouTubeがコネクテッドTV上で見られているというところに尽きるわけです。それを受けて、TVerやNHKプラス、後のNHK ONEが最初はスマホからサービスを開始し、今はようやくコネクテッドTV上でも見られるようになりました。最初からコネクテッドTV上でやるには、自分たちが放送しているものとの視聴者の奪い合い（カニバリ）を避けたいとの考えがあったと推測します。放送通信連携モデルの変遷にはこのような歴史の上に現在があるということです。

加えて、ほとんどの配信事業者が、視聴の際のデバイスはスマホからの方が多いが、見始めたら見終わるまでの滞在時間が長い、すなわちセッション時間が長いのはコネクテッドTVから見た場合だと言っているわけです。つまり、リビングルームに鎮座している55インチクラスのスクリーンにこそ価値があって、エンターテインメント情報の消費場所であるということです。そうやって考えると、いつでもどこでも見られるスマホもちろん重要ですが、在宅でリラックスしているなどの本人のオケージョンに合わせてコンテンツが見られるということに舵を切らないと、なかなか生活者には見てもらえないと。

そんな中で視聴環境についてですが、私も会議の中で機会があって何回か説明の機会を頂きましたが、若者層は確実にネット動画にシフトしています。加えてテレビヘビーユーザーと言われてきた年配層もコネクテッドTVで見るのが当たり前になってきました。広告モデルの基本は、人が見ているところに広告を出すということになりますので、見ている人が放送の枠の外へ出ていくということになると、そちら側を追いかけて何らかのサービスで捕捉することが急務です。そこに対する意識が欠けていると感じます。例えば衛星放送（BS）を例に挙げると、47都道府県日本全国に放送波は届いていますが、生活者サイドの受信環境、そして本当に見ている人の数となっていくと、視聴者数が急減するという事です。放送波のリーチ以上にそこでどれだけの方が見ているのかの実人数が広告をビジネスドメインとしている民放にとって重要です。

それに付け加えてジャーナリズムとフェイクニュースの話であります。皆さんが御指摘のとおり、マスメディア（新聞、民放、NHK）は全て裏打ちされたデータジャーナリズムとして取材がされて出しているということなので、昨今の荒れた情報環境であるインターネットとは異なります。それはそのとおりですし、今後もこの優位性は保持していただきたいと思います。その上にローカルメディアの信頼性とはあるということかと思えます。

ただ、1点申し上げたいのは、信頼性があるということを持しそれを主張しても視聴者は増えないということです。視聴者は、いつも見ているものを「頼りにする」わけで、日ごろ見ていないメディアを見に行くことはあまり期待できません。彼らが見ている空間に情報を出さないとエンターテインメントもジャーナリズムも成立しないということに尽きると思います。

そうやって考えますと、一斉同報としての放送は残りますが、むちゃな言い方をすれば、視聴率100%のコンテンツがあっても、ユニキャストで輻輳なしにストレスフリーで見られる時代が来るという前提で放送制度を考えるべきだと思います。

その中で若い人がネット動画やTikTok、縦長動画を見ている。日本の広告費では、デジタルの広告費はネット動画だけで1兆円を超えているわけです。地上波は1兆6,000から7,000億円というところです。衛星メディアは1,200億円です。ということ考えたときに、放送の外側の空間を議論しなくてはならないし、人口比率が低い若者、彼らのようなネット動画にシフトしている人たちが5年、15年、20年で社会人となり社会の中核となったときのコーホート効果（年齢持ち上がり効果）を考慮すべきです。英国BBCが言っているように、2034年には放送をやめてもいいかもしれないという三択問題がありました。あのぐらいの議論をこの場できっちりやらないとまずいのではないかといいことでもあります。基本的には見ている空間にコンテンツを出すということが急務だと思いますし、それは今後の議論でぜひやってほしいということが私の思いであります。

個別具体的に資料44-1について一点コメントしたいと思います。データ利活用についてです。5ペー

ジにradikoがログデータも使って広告主への提案をしていますと記載されています。それから、15ページ、最終ページにフジ・メディア・ホールディングスさんから、データマーケティングが当たり前だということ、巨大プラットフォームに劣後しないようにしっかりやるべきではないかということが記載されています。そして最後から2行目、配信だけではなく、放送においてもこのデータの利活用をするべきということは非常に大事なポイントだと思います。前向きな議論というのは、私はこの中ではデータ利活用がトップだと思っていますので、この辺りは引き続き検討していただきたいと思いました。12年間いろいろと言葉を選ばないコメントをさせていただきましたが、私のキャラとして許していただければと思います。

【落合構成員】

改めまして、これまで第1次の検討から約4年半参加をさせていただきまして、今振り返ってみると、非常にいろいろなことを検討してきたということを改めて振り返ってございました。改めて、当初はマスメディア集中排除原則をどこまで議論していけるのかというところから始まってまいりましたが、その議論の中でも、放送のインターネットでの配信として、TVerのようなものが広がってくる中で、中継局に関する共同利用であったり、ブロードバンド代替、NHKの配信の必須業務化ということもございまして、さらにマスメディア集中排除原則であったり、基幹放送普及計画であったり、そういった様々な制度に加えてインフラも含めた議論がなされてきていたと思っております。

そういった中で、この4年間の放送を取り巻く環境の変化というのは、検討の開始の時点から非常に大きくなるのではないかと議論していたところであったと思っておりますが、当初の想定を超えるような速度に進んだ部分もあったように思っております。これは情報の配信ビジネスそのものだけではなく、直近では生成AIの登場ということもあり、情報空間の構造についても、一段と変化をしつつあるという部分があるかと思えます。直近の会合の中では議論もあったと思っておりますが、情報に接する入口が、検索エンジンからAIツール、AIエージェントなどに移り始めているという中で、放送コンテンツをどういう形で最終的に見られるような場所に表示されていくようにしていくか、これはより一層難しくなり、他方で重要な課題になってきているのではないかと思っております。

仮にそういった観点で言うと、プロミネンスを議論していく場合でも、コネクテッドTVの優先表示だけではなく、こういった時代の変化に併せてどういった施策が必要なのか、どこまで調整をしていくことができるのか。これをより一層深めていかないといけないのではないかと思っております。こういった環境変化がある中で、改めて重要なことというふうに思いますのは、取材ですとか編集に裏打ちされた信頼性の高い情報を発信しようとする放送の価値というのは、逆に偽・誤情報やAI生成コンテンツが氾濫する情報空間においては、むしろ重要性が増してきているのではないかと思っております。他方で、

その価値を維持して発揮し続けるためには、放送事業者御自身の持続的な経営の継続が大変重要な前提になってくるのではないかと考えております。

改めて、先ほども少しコメントさせていただきましたが、本検討会の中で議論してきた施策は、経営の選択肢を拡大し、構造的な課題に対応するための時間を確保するためのものだと思っておりました。あくまでこの時間の中で放送事業者の方々には制度的な手当を活用するだけではなくて、事業活動の変革それそのものに取り組んでいただくということが大事なポイントだったと思っております。中継局の共同利用やハード・ソフト分離といった取組も、それを実施した場合にコストが削減できるのかどうか。こういった議論は調査研究なども含めて行ってまいりましたが、それ自体が最終的な目的ということではなく、そういった資産の維持管理に関する費用に限らない負担を軽減した上で、その分のリソースをコンテンツ制作やデジタル空間における展開に振り向けていただくようにしていきたいという考えでこの検討会では議論をしてきたのではないかと考えております。

最終的にこういった事業転換は、放送産業全体の企業価値の向上にもつながっていくということがあるのではないかと考えておりますし、改めて放送事業者のガバナンスの検討会も参加させていただいておりましたが、あくまで放送の産業を縛りたいということではなく、最終的に企業価値を高めていく、もしくは社会に対するサービスの提供価値を高めていくための業務の基盤をつくっていただきたいということと考えているところではございますので、ぜひ、こういったルールの整備もそうですし、ガバナンスの議論というのも途中でございましたが、いずれも近いところでのコストの削減ではなく、その価値の提供をしっかりとできるような経営につなげていっていただくということが改めて重要だと思っております。

一方で、こういった中でインターネット配信を含めた地域外や海外の展開、AIの話もさせていただきましたが、コンテンツの制作の革新といった攻めの取組に放送事業者が使っていただくこともあるだろうとは思いますが。ただ他方で、経営が本当に厳しくなってからではこういった転換は事実上困難になりますので、やはり体力があるうちから動いていただきたいと考えております。

その中で、データの利活用やコンテンツの配信を進めるに当たっては、ルール面での課題として個人情報、放送視聴データの部分というものもございますし、どこまで総務省の会議だけでできるかというのはともかく、著作権の処理の在り方などの部分もあろうかと思っています。ただ、最終的にAIや情報空間の環境の中で価値を発揮していただくためには、放送事業者の方が一定の活動ができるということを経営許容するだけでは十分ではなく、例えばそれをアクセスしやすくするためのインターネット環境で、TVerやradikoなどがその取組として挙げられると思います。インターネットプラットフォームと組んでいただくことや、データベースを整備して有償配信などをしていくための準備をしていくことなど、行すべきことは様々あろうかと思いますが、いずれにせよ制度だけで解決するものではございませんの

で、運用の改善、運用の高度化といったものも、ぜひ自主的な努力の中で行っていただきたいと思っております。

今後そういった中でデジタル時代における放送の定義をどう考えていくかというのは改めて大きな課題ではないかと思っております。その際には、放送にどのようなメリットを付与し、また、場合によっては義務がかかる部分もあるということも含めて議論していくということになるかとは思いますが、その方向性としては、放送事業者が実際事業の転換を行っていく必要がある中で、その変化を後押しし、放送がより価値を発揮できるようにするためのものであってほしいと思っております。総務省におかれても、ぜひ今回の取りまとめでさらなる検討とされた論点については、スピード感を持って検討を進めていただきたいと考えております。今の時代は、技術や社会の変化が制度の検討を待ってくれないということがありますので、ぜひそれを踏まえて、スピード感を持って進めていただきたいと思っております。

最後に、地域情報の発信が改めて重要ではないかと思っております。この検討会を通じて、一貫してどう地域情報の発信の担い手を維持していけるかという議論をしてきたのではないかとと思っております。インターネットの配信という話も先ほどさせていただきましたが、一方でこれは単にインターネットで配信をしてほしいというよりは、ローカル局が発信する情報をどうやって地域以外も含めて届けられるようにしていくか、これを行うためのインターネット配信の推進やインフラの共同利用など、様々な取組を行っていく中で経営基盤を確保していただくことをどうサポートできるかということで議論してきたものだと思います。

事業の形態はどうしても変化をしていくものであって、放送波だけではなくインターネットを含めた多様な手段を活用していくことがもはや必須になってきていると思っておりますが、一方で、地域に根差した取材網や情報収集網があって、地域の出来事を責任持って伝え続ける主体は、インターネット空間から直ちに出てくるとは限りません。あまり出てきていないようにも思われます。そういったところはやはりローカル局が担っていくことが引き続き大変重要なのではないかとと思っております。経済的な観点では経済規模が地域によっては縮小していくところが多くなっていく中で、なかなか地域情報の発信を増加させていくということまでは難しいかもしれませんが、ただ、でき得るならば増加につなげていただきたいと思いますし、少なくとも、何らかそういった活動というのを社会的にも維持できるように、共同利用などについては今後も議論されていくと思っておりますが、ぜひそういった放送事業者の経済的には困難な道ではないかとも思われるところもございまして。しかしながら、その中で社会的な使命を果たされようとするところをぜひサポートできるような、そういう議論が今後もなされていくといいと思っております。

4年間にわたりまして、座長をはじめ構成員の皆様、事務局の皆様と議論させていただき、また業界

の方々も様々な機会を通じて意見交換させていただきまして、改めて感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

【宍戸構成員】

これまでの構成員の皆様の御発言と若干重なるところもございますが、最終回ということですので発言をさせていただければと思います。

私がこの検討会に加えていただきましたのは2024年からございまして、第26回からであったと承知をしております。その前で申しますと、2022年に公共放送ワーキンググループがこの親会の下にできたときに、そちらに参加をさせていただいて以来の議論への参画になります。その前で申しますと、奥構成員もおっしゃいましたが、2015年に開催された諸課題検がこの検討会の前にございまして、そちらでも議論に関わってまいりました。2015年の諸課題検の初回は、奥構成員と私のプレゼンテーションがありました。さらに遡り、私が関わったかどうかは関係なく考えてみますと、2009年の放送法の改正の議論があり、その際にそれまでの放送をめぐる議論のやり方、放送概念をしっかりと定義しているということから、放送の機能・役割といった観点から放送の定義あるいは規律を見直すといった議論に、大きく放送政策をめぐる議論も、あるいは当事者の議論のやり方も変わってきたと思っております。

その最も具体的な現れは、やはり制度で作りこまれる公共放送及び公共放送事業体、NHKの問題でありまして、この観点からNHKの業務範囲、NHKの財源である受信料、それから公共事業体としてのガバナンスについて、この十数年間、様々な議論がこの親会、あるいはそれに先立つ検討会等々でなされ、最終的には同時配信や見逃し配信などの形で結実をしたところでございますけれども、このような放送機能・役割の観点から物を考えるということが、NHKに限らず放送全体についてやってきたというのがこの会議の一つの特徴ではないかと思えます。

言うまでもなく、NHKと民間放送は同じ放送制度の中で二元体制ということで、それぞれ財源を異にする、それによって国民の知る権利を適切に充足するということが制度的に期待されていたわけでありまして、もともとそれは性格が違うものであるとも言えますが、他方で、要するに放送の普及を促進し、同時に公衆の知る権利を満たし、放送事業者も、あるいはその放送事業者に広告を出す経済的な主体にも、あるいはその地域、あるいはナショナルな政治社会の発展とつながっていくということが、言わば自動的に一致していた右肩上がりの、放送にとってはある意味では黄金時代であった点が変わっていったときに、それぞれの要素を、相互に関連するということを前提にしながら分解して考えるという作業がこの間なされてきました。それがますます必要な時代であるだろうと思えます。先ほど落合構成員からお話がありました、この検討会の外で行いました民間放送事業者のガバナンスをめぐる議論は、私からこの場で報告をさせていただきましたが、それもその一環であったのだろうと思えます。

他方、これまで多くの構成員から御指摘ございましたように、放送の外側でインターネットが普及し、最初は放送・通信の連携や融合という言い方をしていたわけですが、もはや完全に広い意味での通信の中に放送があるというだけではなくて、通信によって形成されるデジタル空間の在り方が、一方においては視聴者あるいは情報の受信者の手元においては、端末やSNSという形になってきて、しかもそれは外部のプラットフォーム事業者等によるアルゴリズム等によって、そもそもの視聴、あるいは情報発信の行動、あるいはその行動の動機づけ自体が操作されるということも起こり得る事態となっています。生成AIの登場と普及はこういった動向を非常に加速させています。

他方で、日本国内の放送事業者を束ねても、場合によっては太刀打ちできないかもしれないというぐらゐの高品質の動画を作成し、配信するグローバルな事業者等も登場してきている状況の中で、公衆の知る権利を的確に充足するという観点から、放送概念をデジタル空間に合わせて見直し、それに即した形で、例えばプロモンスやデータ利活用など、様々な制度的な手当を考え直すべきではないかという論点が第3次取りまとめ、第4次取りまとめという形で指摘されたと承知しております。これについてはしっかり議論していくということをごをさらに期待したいと思っております。

この期待がされますのは、もちろん総務省、政府が制度を所管するという立場において行われるべきではありますが、やはり何よりも、民間放送事業者の方、あるいはNHKといった放送に係るプレーヤー、さらにはその外側といいますか、もはや同じく船に乗りつつあるだろうTVer等をはじめ、様々なプレーヤーの方々が、まずは我が事として、落合構成員が先ほどおっしゃっていただいたことにも関わりますが、まさに経営をさらに良くし、国民の知る権利を充足し、さらには分断が起きそうな、あるいは分極化が進んでいるデジタル空間の中で新たに公衆を形成するところに、他のメディアやサービスにはできない、放送事業者がやってきたことだからこそできるという、言わばビジネスチャンスを見い出していく取組を進めていかれる中で、必要な制度的提案や検討をしていただくということが非常に重要ではないかと考えております。この点で、先ほど伊東座長代理がおっしゃいましたような、具体的な事実に基づく具体的な提案が今後さらに出てくるということがあるべきではないかと思っております。

最後に1点だけ申し上げますと、このような放送事業、あるいは放送産業の未来を考える上では、ガバナンス検討会のときも議論になりましたが、放送に携わる方々、放送の担い手、これは事業者、あるいはNHKという存在もそうですが、何よりも放送の現場で、例えば取材をしたり、番組を制作したり、編成を行われたり、あるいは広告営業を行われたり、視聴者と向き合われたりという方々が自らの働き方、あるいは自らが属している業種、業界にどういう展望を持って、あるいはどういう危機感を持って、それで今後ことに当たろうとされているのかが私は非常に重要だと思いますし、視聴者の方々のことを考えるのは当然ですが、そういった放送に携わる方々の思いや意識、あるいはその人たちのプロフェッショナルとしての能力が発揮されるといったことについても、やはり制度的な検討、あるいは事業者の検

討においても改めて意を向けられるべきではないかということをおの間、痛感した次第でありますので、最後に申し上げておきたいと思ひます。

改めまして、三友座長、伊東座長代理、それから事務局の皆様にお礼申し上げたいと思ひます。ありがとうございました。

【曾我部構成員】

私も突戸構成員と同じ第26回、2024年5月24日の会合から参加させていただいております。この間、取りまとめにお尽力いただきました三友座長、それから構成員の先生方、それから事務局の皆様、さらにはヒアリングやパブコメにお協力いただきました方々に感謝を申し上げたいと思ひます。

私のコメントはこれまでのコメントにお賛同するところが非常に多くありますので、ごく簡単に申し上げたいと思ひます。

まず、今回の取りまとめにつきましては、前提として放送をめぐると大変厳しい状況、現状を明らかにして今後の方向性を示したということ、その中でも同一放送対象区域内での複数局の兼営・支配や、基幹放送普及計画の見直しといったかなり踏み込んだ改革の方向性も示されたということでお意義深いものがあつたと思っております。

ただ、今後詰めていく点も多々残されておまして、そこにおきましては、伊東座長代理をはじめとして先ほどから指摘がありますとおり、放送局の皆様の積極的かつ建設的かつ裏づけを持った提案、御参画が求められるのだらうと思っております。今回、パブコメも拝見して思つたのですが、そこでも繰り返し出てきておますように、放送政策は自主自律の尊重ということをお柱としておまして、また、民間事業を阻害しないということも大変重要かと思ひます。ただ、例えばプロミネンスの問題にお即して申し上げますと、何のためにプロミネンスが導入されようとしているのかということについても十分御認識をいただき、これは飯塚構成員がドイツの制度について詳細にお説明いただきましたけれども、そこでもありますように放送の公共性を踏まえた各局の努力が求められるのだらうと思っております。

最後に、衛星放送ワーキングにも参加させていただきまして、衛星放送を含めた4Kコンテンツの在り方についても議論にお参加させていただきました。私の専門性があまりなくて貢献ができなかつたというのは申し訳なかつたのですが、それと並行してBS4K各社の撤退方針が報道でお出ておりました。その後、実際にそうした方針が正式にお示されたとお承知しております。そうした中で、衛星放送ワーキングにおいてはこういった点がお正面から取り上げられることはなかつたように思われます。これは諸事情でおそうなのであらうとお理解するわけですが、国民の視点からすると、ややちぐはぐな印象はお否めないかなと思っております。この点、あえて申し上げます。

私のコメントは以上となります。どうもありがとうございました。

【長田構成員】

私自身は消費者団体におりましたが、一番最初は、1980年に子供のためのテレビCM連絡会というのを消費者団体の皆さんで力を合わせてつくりまして、その頃まだビデオの機器が非常に高額な時期でしたが、メーカーに提供していただいて、みんなで録画してチェックをするという作業をして、放送局や民放連に基準を作ってくださいと申し上げに行きたいと思っても、「どこ？」といったような対応で、テレビ放送が元気なときでしたが、コマーシャルを提供しているほうの各社へ、全然飛ばない子供のおもちゃが変身して飛んでいくように映っているとか、インスタントラーメンも具がいっぱい載っているものが、あたかも実際にそうであるかのように映っていると子供に誤解させるのはやめてくださいというところから始まりました。その頃は本当にテレビの皆さんもお元気でしたから、そんな消費者団体が言うことを最初から聞いてくださったわけではなかったのですが、結局お話し合いの中で、放送基準の中に様々なことを取り入れていただいたというのがはじめでした。その次は地デジ化のときで、見逃し放送をネットで配信してもらえませんかという意見が色々なところから出ましたが、ネットは信用できないから配信はしないと民放連に言われました。

そして、今皆様が振り返ってくださったように、諸課題検などにもずっと視聴者としての立場で参加をさせていただいてきました。その中で思いましたのは、1つはデータ利活用についてですが、事業者の皆さんはこういうところでもデータ利活用が大変だとおっしゃるのですが、では何をどうしたいのかが全然見えてこないというか、そういう御提案や御説明があるわけでもなく、データは利用したいですとだけおっしゃっていて、それこそ御自分たちで考えて提案してくださるべきで、それでも我々が視聴者として、「それは大丈夫なのか？」ということを上申することはあるかもしれませんが、まず提案があつてこそで、具体的な提案が示されないうちに、何かデータを利活用したらバラ色の世界があるかのようなことを長い間おっしゃっているだけでは世の中変わらないのではないかと思います。完全に出遅れていませんか、というのが1つ。

もう一つは、別の場所で放送事業者の皆さんが作ったコンテンツを見ている人たちというのは結構沢山いるわけで、私の家族でもみんなそうですが、いわゆるテレビ放送のオンタイム時に見ているわけはありませんが、いろんな番組を共有しているというのもまた現実です。その場でテレビの前で座って見ている時間が無くなっていると思うので、別の時間に見るために、見やすいいろいろな工夫をしてほしいと思っている視聴者の方が沢山いらっしゃると思います。そこはやはりもう少し放送事業者の皆さんからも、放送波でない別のものでも放送事業者としてきちんと責任を持って送り出せるものというのが、TVerを始めとしていろいろあるとは思いますが、もう少し大きく出してほしいというのを正直思っていて、そういう御提案をぜひしていただければいいのではないかと思います。

これからまたどんどん流れも変わっていくかもしれませんが、そういう意味での、いわゆる一般的な視聴者が何を思っているかというところは早め早めに関心を持って対応していただけたらいいのではないかと考えています。

【森川構成員】

放送業界を取り巻く厳しい経営環境について、今回の取りまとめにおいて危機感を持って整理されている点、また、共同利用や兼営・連携の在り方やネット配信の推進など、従来の枠組みにとらわれない方向性が示されている点は非常に重要であり、高く評価したいと思います。関係の皆様方、本当にお疲れさまでした。

その上で、今後さらに深掘りして検討すべき論点としては、多分、単なる放送事業の維持にとどまらず、情報基盤、あるいは地域情報基盤をどのように持続可能な形で維持するかといった観点かと考えています。例えばですが、特にローカル局については、広告市場だけでこれらを支えることにはかなり厳しい、限界があるようにも感じています。そのため放送外収益を含めた地域プラットフォーム化、あるいは自治体や地域企業との連携、それらについて政策的な位置づけも含めて検討を深めていく必要があるように思っています。

さらに、ネット配信時代においては、ローカル局が保有する地域コンテンツや視聴データをどのようにに活用し、新たな収益とか価値創出につなげていくかも重要な論点になりますので、構成員の皆様からのコメントにもありましたとおり、権利処理やデータ連携の在り方も含めて、制度面での後押しも必要なのではないかと思えます。いずれにしましても、多元性、多様性、そして地域性を維持するという本来の目的を実現するためには、放送制度そのものだけではなく、情報流通全体、あるいは地域情報流通全体のエコシステムとして議論をさらに発展していくことが重要なのではないかと考えています。

率直に述べますと、皆様からも御指摘ありましたが、検討会の間にもものすごい勢いで放送を取り巻く環境というのは変わってきています。若年層の視聴習慣、CM接触習慣、同時視聴習慣が一気に失われると、もう戻らないと思います。視聴者を取り合っているライバルは、リコメンド、データ、グローバルでの積極的な投資、さらにはクリエイターの囲い込みを行っていると認識しています。危機は見えていのにまだ収益があるから変わらない、そういう状態が続くと、その業界は本当に大変なことになるといのが過去から得られた教訓です。例えばフィルムカメラ、携帯電話、音楽業界などのように、変化というのは長い年月をかけて静かに進んでいきます。そのように考えると今回の報告書は、これはこれで非常に立派なものだと思っておりますが、危機感がまだまだ弱いと思っておりますので、今後の検討では、ものすごい強い危機感を前面に押し出した議論ができればと思っておりました。本当にありがとうございました。

【山本（龍）構成員】

私は憲法学の観点からアテンションエコノミーの問題や、そういったものへの対抗ロジックとして情報的健康、またその情報的健康と放送との親和性についてお話ししてきたので、こちらの検討会に入れていただいたのではないかと思います。

ただ、アテンションエコノミーの弊害というのが結局あまり改善されていなくて、むしろより加速しているようなところがあるのではないかと考えております。このアテンションエコノミーの弊害というのは、アテンションを得られやすい刺激的なコンテンツというのが、高度にパーソナライズド化された形で強かにリコメンドされていくと。これによってフィルターバブルやエコーチェンバーの形成、さらには分断の助長ということがあったり、あるいは刺激的な偽・誤情報、誹謗中傷が増幅・拡散されるといったようなことが指摘されてきたと思いますし、そういった状況というのは依然として存在しているようにも思います。さらにここに来てAI生成物というものも広がってきている中で、民主主義の前提というものも崩れつつあるのではないかと考えております。民主主義というのは、事実に基づく理性的なコミュニケーションというものが民主主義の前提だと考えると、その前提自体が揺らいできているということ、それからもう一つは、人間の尊厳との関係でも、近年の情報空間というのは問題がないとはいえないのではないかと考えています。刺激的なものに触れ続けることというのは人間のメンタルヘルスに与える影響というのが少なくないでしょうし、しかもそういったものが自らの主体的な意思ではなくて、生存本能などからアテンションを向けざるを得ないような、そういった刺激的なものが個別的にリコメンドされることによって言わば見せられているという状況があるとすると、人間というのが客体化してきているようにも思うわけであります。その人間の主体性や民主主義というものを維持するためには、知る権利の確保、つまり様々な情報、これはローカルな情報も含めてですが、主体的、自律的に摂取していけることということが非常に重要であると思います。

放送というのは放送法上、アテンションエコノミーの弊害に対する処方箋となるような規律というものを持っているのではないかと思います。これは言うまでもないことですが、1条、4条、5条といったようなところで、情報の偏り、偏って食べるというような偏食とか、フィルターバブル、あるいは偽・誤情報の増幅といったアテンションエコノミーの弊害に対抗し得るような、そういうポテンシャルを持っているように思います。知る権利を実現していくためにも、放送というのは非常に重要であるように思います。

別の言い方をしますと、かつて情報過少の時代に、電波の有限性を主たる根拠にして構築された放送の機能とか、あるいはアイデンティティーというものが今の状況の中で現代的な意義を持つようになってきているのではないかと考えています。こうしたこの現代的な意義をより説得的に、かつ解像度高く

再定義していくということが今後求められると思いますし、そうした定義を前提にしてサステナブルな形でいかにこういった放送をどのようにサステナブルにするかということを議論していくことが必要だろうと思います。

最後、2点ほど付け加えさせていただくと、今後の議論を行う上で、他の関連政策との連動に非常に注意をしなければいけないのではないかと思います。先ほど宍戸構成員からも、情報空間全体を見ながら放送というのをどう位置づけていくかということのお話があったと思いますが、プラットフォーム規制を含む情報空間全体の今の政策の動きとどう連動させていくのか。それから、やはりリテラシーとの連動も重要で、例えばプロミネンスを行ったときも、リテラシーがないとプロミネンスが逆に何で放送コンテンツがプロミネンスされるのかということで、かえって炎上するリスクもあるわけで、やはりリテラシーがあって初めてプロミネンスといった政策が意味をなすと思いますので、こういった両者の連動をいかに図るかということが重要だろうと思っております。

とにかくリテラシーとの関係で、先ほど見られなければ仕方がないというお話があって、これはそのとおりであるかと思えます。ですから、見られる工夫ということをしていかなければいけないと思いますが、なぜ見るべきなのかということのロジックを詰めていくことも重要で、これは情動的健康という概念が一つ手がかりになると思いますが、やはり同じ味のするもので、一方で添加物がすごく使われていて、もう一方で添加物が使われていないとすると、我々は添加物を使われていないものを選ぶという傾向が食べ物や飲み物にはあるのではないかと、そういう意味では、なぜこの放送コンテンツを選ぶべきなのかということのロジックやそれに関する啓発というものも同時に重要になるのではないかと考えております。

【山本（隆）構成員】

2点だけ私から今後のために重要と思われる点を申し上げたいと思います。

1点目は放送と地域との関係です。これまで指摘されてきたこととほとんど重なっておりますが、あえて再度申し上げます。今後、放送事業者と住民との間のコミュニケーション、それから地域の情報を集める、地域において、あるいは地域を超えて発信するといったことをいかに実現するかが重要かと思えます。この点については総務省におかれても、あるいは関係の皆様におかれても、今後実践に努めていただければと思います。

2点目は大きな話になるのですが、以前この検討会におきまして、放送制度全体を一度アンバンドルして、それぞれの要素について考え、あるいは見直していくことが必要ではないかといった指摘があったかと思えます。この点は、通信・放送の融合法制の議論があったときからそういったことが進んできたかと思えます。そのときには、主に伝送設備の規律、これは周波数の規律を考えていたかと思えますけ

れども、それから伝送サービスの規律、それからコンテンツ、それからプラットフォームが取り上げられていたかと思えます。その後、さらに技術が飛躍的に発展し、社会の側も大きく変化しています。先ほど来ございましたように、社会全体で資源が縮小していく中で、持続可能性を経済的にいかに実現していくか、放送に関しては、視聴者をいかに維持していくか、視聴していただける状態をいかに維持していくかといったことが大きな課題になっており、当時から状況が変化して考え直さなくてはならない状況になっています。ここで議論されたことは問題の一部だと思えます。今後とも放送に関する幾つかの層についてそれぞれ考えるとともに、必要であれば柔軟に見直していくといった取組が必要になると思えます。

本当に長い間、ありがとうございました。

【林構成員】（事務局代読）

第1に、本取りまとめがローカル局の経営基盤強化策として同一放送対象地域内の兼営・支配を認める方向性を示した点は、現下の経営環境に照らし現実的な選択肢の拡大として理解できます。ただし、これは競争政策上、メディアの多元性・多様性の確保との緊張関係を内包するものですので、兼営・支配を認める際の具体的な要件設計において、地域における情報の多元性が実質的に損なわれないための歯止めをどう制度的に担保するか、今後の制度整備の段階で丁寧に議論する必要があると考えます。

第2に、プロミネンスに関してです。視聴者の情報接触がインターネットへ移行する中で、取材・編集に裏打ちされた信頼性の高い放送コンテンツに視聴者が引き続きアクセスできる環境をどう確保するかは、放送の社会的役割を維持する上で重要な課題です。取りまとめにおいて、各国の状況や放送の定義等を踏まえつつ、さらなる検討を行うとされている点は適切であり、今後、目的や対象の整理を丁寧に行った上で、我が国の放送制度の体系に即した実効的な仕組みの在り方について議論を深めていくことを期待いたします。

第3に、本取りまとめ全体を通じて感じますのは、放送からインターネットへの移行が不可逆的に進む中で、放送が担ってきた「社会の基本情報」の共有機能や、取材・編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信という価値を、放送という制度的枠組みの中だけで維持しようとするものの限界です。今後は、放送制度の見直しにとどまらず、インターネットを含めた情報空間全体をどのように秩序づけていくかという、より大きな制度構想の中に放送を位置づけていくという視点が不可欠であろうと思えます。

【瀧構成員】（事務局代読）

マネーフォワードの瀧でございます。本日は所用により欠席となり申し訳ありません。長期間御一緒いたしました構成員の皆様のお話が直に伺えず、少し心残りでございます。改めまして、議論とパブリ

ックコメントのお取りまとめに御尽力いただき、また各種論点の推進を担われている事務局の皆様にご敬意を表したいと思います。

本検討会は、開始時点で「諸課題」として調整を要する問題意識が並べられていた中、社会環境の急速な変化に呼応した制度整備を形にする重要な議論の場であったと考えております。開催中にもポジティブ、ネガティブを問わず様々な出来事が起きる中、多様な意見を集約し、結論ありきではない議論形成を図られたものと評価しております。

当方は金融の領域で働いていることもあり、頻繁に、「金融の世界ならこうしている」「その様式に倣ってみてはどうか」という議論を持ち出ささせていただきました。電波と同じく、預金や融資、保険など、政府の認可をもって希少な事業機会が配分されている金融領域は、監督官庁と対象事業者が、人口動態・経済動向や国際情勢に適切に対応できるよう、ディスクロージャーやガバナンスを図る産業でもあります。幾つか応用することが不自然ではない領域の話を繰り返し申し上げさせていただいたと振り返っております。

また、情報空間の形成という論点に関われたことは重要な経験でした。インターネット空間の広がりをAIがさらに加速する中で、取材に裏づけられ、扇動的ではない人間の受け取り方まで考慮した情報の設計は、デジタル側で仕事をしている立場として深く関心を寄せるテーマでもあります。発信する情報の制作や編集に携わる人を増やすためにも、その人件費を確保するためのコスト・収益面での工夫について、過去であればタブー視されたかもしれないテーマに切り込んでいることは重要な進展だと思えます。しかし、それらが意味ある変化として着実に実現できるよう、取り組んでいく必要があると考えております。

第5章に記載の「今後の方向性」は、そのような意味でも、単なる展望ではなく、計画に落とし込んでいくことが大事だと考えております。ガバナンスという言葉は、本来「必要なことが意思決定される」仕組みを意味するものだと思います。既に時間が残されていないことが実感される中、いつまでに何をやっていくかを意識しながら、今後の放送行政に向けた期待として私のコメントとさせていただきます。改めまして、誠にありがとうございました。

【三友座長】

ありがとうございました。最後に私からも一言発言をさせていただきます。

4年間を超えて議論をいたしました。今回、第4次取りまとめがこのような形でまとまったことは、本当に皆様のおかげだと思っております。心より感謝申し上げます。まずは伊東座長代理をはじめといたしまして、構成員の皆様にご感謝をしたいと思います。非常に毎回精力的に御議論いただきました。報告書には構成員の皆様の英知が詰まっていると思っております。

NHK、民放連、民間放送事業者の各社様、オブザーバの皆様、それから関連する事業者の皆様にも建設的な御議論をいただきました。この場を借りまして、心より御礼を申し上げます。また、特に訪問させていただきました地域の事業者の皆様からは、大変率直な意見を承りました。今回の取りまとめでは、放送の地域性が一つの焦点ではございましたけれども、皆様からいただいた声はこの報告書を取りまとめる上で大変役に立ちました。この場を借りてお礼を申し上げます。

また、取りまとめに向けて精力的に作業を続けていただきました事務局の皆様にも感謝を申し上げます。豊嶋局長をはじめ、関連する課の皆様、とりわけ担当課である放送政策課の皆様、佐伯課長には全体をよくまとめていただきました。御礼を申し上げます。

さらに、取りまとめ案につきまして建設的なパブリックコメントをいただきました多くの皆様にも感謝申し上げます。内容からは、もちろん立場の違いはございますけれども、放送への皆様の思いが込められており、思わずお話を伺ってみたいと思わせるようなコメントも多数ございました。

会議は合わせて44回開催いたしましたけれども、毎回多くのオンライン参加をいただきました。皆様の御関心がこの間、検討会を支えてくださったと思っております。この場を借りて感謝を申し上げます。もちろん44回の検討をもってしても、放送に関する諸課題が解決されたわけではありませんが、放送の役割、価値を再認識し、次の検討のステージに進む環境は何とか醸成できたのではないかと考えております。

最後になりますけれども、第4次取りまとめ（案）の報告書の「おわりに」の最後の段落に私の思い、そして議論に参加していただきました皆様の思いが込められていると考えております。この場で私からの感謝と今後の期待を込めて、読み上げたいと思います。

「インターネットを含めた情報空間全体における放送の在り方については、検討会開始当初から議論を重ねているが、国民の視点に立ち、放送とは何か、いかにあるべきかを改めて検討する必要性が一層高まっている。取材及び編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信といった放送の価値・役割が今後も適切に発揮され、放送が健全な民主主義の発達に資することができるよう、引き続き、放送事業者の経営基盤の強化に向けた不断の取組が推進されることを期待する。」

本日も活発に御議論いただきまして、ありがとうございました。細かな加筆・修文を含めまして、本日の御議論を踏まえて、取りまとめの案の修正をさせていただきたいと思っておりますけれども、その案の修正につきましては、私、座長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、必要な修正を行った上、可能な限り早く取りまとめを公表したい

と思っております。

(3) 閉会

豊嶋情報流通行政局長より、本検討会の締めくくりにあたり、以下の通り挨拶があった。

【豊嶋情報流通行政局長】

三友座長をはじめ、構成員の皆様におかれましては、本日も御多用の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

長らくリモート会議が多く、こういった一部の方でもリアルに議論をする場というのはなかなかありませんでした。先ほどお話のあった諸課題検の際には、私はコンテンツ振興課長で最初に参加し、以来、色々な形で携わったこともありました。当時はリアルの開催があったものですから、リアルのほうがしっくり来るところがありまして、ただ、やはり皆様にお時間を割いていただいております。お集まりいただかなくてはいけないという意味では、本当に重ね重ねありがとうございます。

構成員の方々から御発言がございましたけれども、この検討会は令和3年の11月が初回の立ち上げでございました。今回で44回の会合で約4年半という形になります。実際は、いわゆる親会と言われる検討会以外に各種のワーキングが開かれていました。公共放送ワーキングもそうですし、コンテンツワーキングも開かれました。また、直前まで取りまとめをしていただきました衛星放送ワーキングをはじめ、それ以外にも、例えばBB代替の作業チーム、あるいは災害の対応を念頭に置いた放送サービスの維持・確保方策の充実・強化の検討チームといった、この検討会の下で関連する検討の場がありまして、これらを足し上げると、多分100回を優に超えているぐらいだと思います。それらの英知をこれまで検討会としては第3次にわたって取りまとめいただき、今回、第4次という形で取りまとめをいただきました。重ね重ね、本当にこれまでの精力的な御議論に厚く御礼を申し上げたいと思います。

この第4次の検討につきましては、昨年の4月から御検討いただいたところでございますが、特に地域における放送事業者の経営基盤と地域情報をどう確保するのか、あるいは放送番組のインターネット配信の在り方、そしてインターネットを含めた情報空間全体における放送の在り方などについて御議論を賜ったものと承知をしております。

そのうち特に今回は、いわゆるローカル局の課題ということに大きく時間と焦点を割きながら議論をしていただいたと思っています。ローカル局の課題につきましては、この議論の過程の中、三友座長におきましては、福井県、富山県、秋田県、岩手県の放送事業者と現地で直接意見交換を実施していただきまして、誠にありがとうございました。私自身も北陸の2県につきましては同行させていただきましたが、先ほど三友座長のお話もありましたように、極めて示唆に富むお話を聞かせていただくことが多々ありまして、その後、この検討会の場でも様々なローカル局に発表していただきましたが、各放送

事業者の日頃の事業をバックにした様々な御意見、御提案があったかなと思っております。

この意見交換の中で放送事業者の方々とローカル局の現状や地域情報確保のための取組、あるいはインターネット配信の取組など、参考となる意見を伺うことができました、それらの結果も踏まえて今回の取りまとめに至ったということで、その取りまとめの中でさらに申し上げますと、いわゆる1局2波と言われている放送事業者の経営の選択肢を広げるという観点からの地上テレビジョン放送についての同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めること、あるいはそれに伴いまして、基幹放送普及基本計画について、現状の課題に即したアップデートをすることなどについて具体的な提言を頂戴しているところでございます。総務省としましては、この取りまとめの中で制度的な手当が必要なものにつきましては、早急に関連法令の改正作業に着手してまいりたいと思っております。

また、今回、第4次の取りまとめについては、これまでの議論の積み上げを精査していただいたものが多分でございます。大きく示唆を頂戴したのもございます。そしてさらに最後に三友座長から「おわりに」のところの話がございましたが、この4年半の間、やはりクローズアップせざるを得ないのは、インターネットも含めて情報空間全体を俯瞰したときに、放送の在り方を今後どうするのかということについて考えていかななくてはならない、それほどこの4年半の間でも急速に、情報空間の進展・変化があったかと思っております。

引き続き検討が必要であると御指摘された事項が多々あると認識をしておりますが、時間的に余裕がない中で検討を進める必要があるという観点から、去る5月8日に情報通信審議会に「情報空間の多様化に対応した今後の放送事業の在り方」について、諮問をさせていただきました。今後、情報通信審議会の場も含め議論を深めていくわけですが、当然のことながら、これまでの第4次も含めたこの検討会で示唆された事項、特に引き続き検討が必要とされた事項も含めまして、新たな場で引き続き議論を深め、一定の方向性を随時出していきたいと考えております。

最後になりますが、改めて構成員の皆様のこれまでの御議論に感謝を申し上げるとともに、放送の価値・役割というものが今後発揮されることを祈念しまして、取りまとめに当たって挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

(以上)